

経済産業省委託事業

インド商事裁判制度 に関する報告書

2016年8月

日本貿易振興機構（JETRO）

ニューデリー事務所

知的財産部

はじめに

インドの法制度が過大な負担を抱えており、これが訴訟事件の処分を大幅に遅らせていることは、以前から外国人投資家が危惧してきたことである。インドの法制度に対しては、「正義の遅れは、正義の否定」という有名な格言がしばしば適用されてきた。インドでは、人的資源と物理的なインフラという観点で法的インフラが不十分であることから、外国人投資家からも国内投資家からも、現在のビジネス環境とかみ合っていない効率の悪さにしばしば不満の声が上がっている。そこで、企業は政府に長年にわたりロビー活動を行い、安定した効率の良い紛争解決制度を実現させ、迅速な契約の履行、容易な金銭債権の回収、知的財産権の保護を確保し、損害に対する公正な補償を与えるよう求めてきた。これらは全て、投資や経済活動を推進する上で極めて重要な事項である。

商業的な性質の紛争に迅速に判定を下す特別裁判所の設立については 10 年以上にわたり拡大した審議が続けられた後で、内閣は 2015 年商事裁判所、高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部に関する大統領令（**Commercial Division and Commercial Appellate Division of High Courts Ordinance, 2015**）（以下「大統領令」。）を可決し、2015 年 10 月 23 日に大統領の承認を受けた。

2015 年商事裁判所、高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部法案は、2015 年 12 月 23 日に議会の両院で可決され、2015 年商事裁判所、高等裁判所の商事専門部及び商事控訴部法（**The Commercial Courts, Commercial Division And Commercial Appellate Division Of High Courts Act, 2015**）（以下、「同法」。付録として同封）が成立した。

同法の目的は、特定の訴額の商事紛争及びその関連又は付随事項に判決を下す商事裁判所、高等裁判所内の商事専門部及び商事控訴部の設立について規定することである。

同法は、ジャンムー・カシミール州を除くインド全国に拡大して適用され、2015 年 10 月 23 日に施行されたものとみられている。

I. 特別裁判所

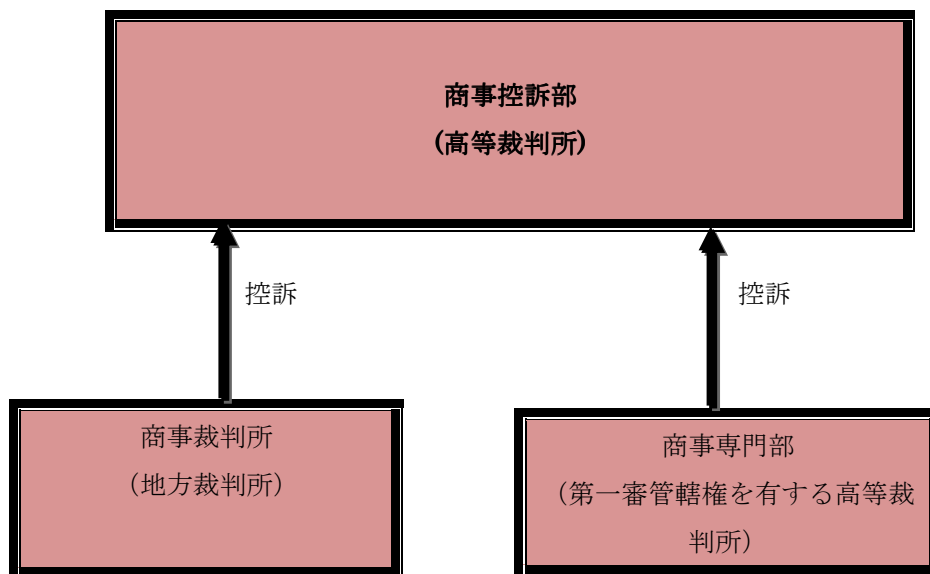
同法第 3 条は、州政府は関連高等裁判所と協議をした上で、通達により、必要と判断した数の商事裁判所を地方裁判所レベルで設立することができるとしている。ただし、高等裁判所自体が第一審となる場合には、商事裁判所は設置されない。現在、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ、ジャンムー・カシミールの高等裁判所に対し、控訴審としての権限行使のみならず、（第一審管轄権を有する）第一審裁判所として訴訟問題を審理し判断を下す権限が与えられている。このように、商事裁判所法に従って、商事裁判所の設立は、大きく次の二つに分類することができる。

- a) 高等裁判所に通常の第一審民事管轄権が与えられている州／領域、すなわち、特定の訴訟を高等裁判所に直接提起できる場合には、当該高等裁判所の首席判事が当該高等裁判所内に商事専門部を設立することができる。商事専門部／商事裁判所を設置したときは、当該高等裁判所の首席判事には、商事控訴部を設立することが求められる。
- b) 高等裁判所が控訴管轄権を享受する州／領域、この場合には、州政府は、高等裁判所の首席判事の同意を得た上で、当該州の上級司法官の集団の中から、商事紛争を取り扱った経験のある一人以上の者を地方レベルの商事裁判所の判事に任命する。

II. 商事裁判所の構造

同法は、以下を定めている。

- 計 29 州の州政府が各地方において商事裁判所を設置すること。設置は直ちに効力を発する。
- 1 の商事専門部を設置すること。第一審裁判所となる 5 箇所の高等裁判所（すなわち、デリー、チェンナイ、ムンバイ、コルカタ、ジャンムー・カシミールの商事専門部）は高等裁判所として設置される。
- 1 の商事控訴部を設置すること。当該控訴部は、商事裁判所又は商事専門部からの控訴を審理する。



III. 管轄権

同法は、商事裁判所が特定の訴額の商事紛争に関連するあらゆる訴訟及び申立てを審理する管轄権を有することを定めている。高等裁判所に提起される訴訟及び申立ては、当該高等裁判所の商事専門部が審理することになる。

大統領令第2条(c)に定められている「商事紛争」の定義は非常に広範であり、一般的な商事契約、株主間契約・合弁契約、知的財産権、動産・不動産関連の契約、天然資源等を含むあらゆる商事取引を本質的に含んでいる。

大統領令第2条(j)に定められている「特定の訴額」は、訴訟に関する目的物の価値に関してであり、少なくとも1,000万ルピー（約15万米ドル）又は中央政府による通達がある場合にはそれに応じてこれを上回る金額でなければならない。所与の特定の訴額の商事紛争を他の紛争と区別する目的は、特別裁判所により特定の紛争がスピーディにかつ効率的に解決されるように確保することである。

IV. 係属中の訴訟の移管

第15条(1)に従って、1996年仲裁調停法(Arbitration and Conciliation Act)に基づく申立てを含む、商事専門部が設立された高等裁判所で係属中の特定訴額の商事紛争に関連するあらゆる訴訟及び申立ては、商事専門部に移管される。目的物の価値又は訴額が1,000万ルピー未満の係属中の訴訟は、当然のことであるが原告が請求趣旨の申立てを修正し、追加訴訟費用を納付し

ない限りは、地方裁判所に移管されることになる。命令の通達後、デリーの弁護士コンソーシアムは、商事裁判所の設立前に提起された知的財産訴訟の移管の免除について、高等裁判所に請願書（writ petition）を提出した。請願書の係属過程において、議会の両院は、以下に再現するように、商事裁判所法第 7 条の但し書きに若干の修正を加えた上で、同法を可決した。

「7. 通常の第一審民事管轄権を有する高等裁判所において提起された特定訴額の商事紛争に関連する訴訟及び申立ては、当該高等裁判所の商事専門部が審理し処分しなければならない。

ただし、法律により、地方裁判所と同等以上の裁判所に帰属することを定められ、かつ、高等裁判所の第一審に提起され「又は係属中の」商事紛争に関連する訴訟及び申立ては、高等裁判所の商事専門部により審理及び処分されなければならないものとする。

さらに、2000 年意匠法第 22 条（4）又は 1970 年特許法第 104 条により高等裁判所に移管された訴訟及び申立ては、高等裁判所が通常の第一審民事管轄権を行使する全ての地域において、高等裁判所の商事専門部により審理及び処分されなければならないものとする。」

同法に「又は係属中の」という語を挿入したことで、訴訟の移管に関連する規定がより明確となり、命令が公布されたときにあった曖昧さがなくなった。このように、高等裁判所において提起された係属中の訴訟はいずれも移管されない。もっとも、新規の訴訟がデリー高等裁判所の商事専門部による審理を受けるためには、訴額が 1,000 万ルピー以上であり、訴訟費用が納付されていないなければならない。

V. 民事訴訟法の改正

同法は、商事紛争をスピーディかつ効果的に解決するために特別商事裁判所を創設しただけでなく、商事紛争の審理手続を加速化するべくインド民事訴訟法も改正している。

1908 年民事訴訟法（以下「民訴法」）の規定は、同法により抜本的に改定された。改正は、商事裁判所で審理される一切の訴訟及び新設された裁判所に移管される訴訟に適用される。同法第 16 条（3）に定められているとおり、これらの改正は、高等裁判所の管轄権に係るルール又は州政府による民訴法の改正と、民訴法の諸規定との間に矛盾があった場合に、強い影響力を有する。同法第 8 条は、民訴法第 115 条¹に基づく民事修正（civil revision）の申立て、又は、管轄権の問題に関する命令を含む、商事裁判所の中間命令への不服申立てを提出することを禁じている。

¹ 1908 年民事訴訟法第 115 条を参照。

特に、次に挙げる改正は、不当な遅延を規制して、手続を簡素化し、具体的な根拠のない延期を求める慣行を抑制することを目的とするものである。

1. 「費用の敗訴者負担」主義

- 同法は、「費用の敗訴者負担」主義²を導入し、敗訴者に勝訴者の費用を負担することを義務付けており、これが根拠のない訴訟や濫訴の抑止力となっている。この規定は、Subrata Roy Sahara 対 Union of India³判決及び Sanjeev Kumar Jain 対 Raghbir Saran Charitable Trust⁴判決における最高裁判所の勧告により導入された。同判決において、最高裁判所は、立法府は仕組みを策定しなければならないこと、訴訟を提起し、意味もなく訴訟を継続する者はこれに対して賠償しなければならないことを提言した。立法府は「強制費用法 (Code of Compulsory Costs)」の導入を検討すべきであるとの提言がなされた。
- 「費用」は、証人の手数料及び経費、裁判費用又はその他の訴訟手続費用に関連する合理的な費用の全てを含むものと定義されている。裁判所が同法に従うなどして賠償命令を発する前に、考慮すべき理由には、次のものがある。
 - (i) 当事者らの行為
 - (ii) 一方の当事者の主張の一部が認められるものであるかどうか
 - (iii) 一方の当事者が根拠のない反訴を行い、それが訴訟に遅延をもたらすこと。
 - (iv) 紛争を解決するために一方当事者から合理的な申入れがなされたが、不当にも他方当事者により拒絶されたこと
 - (v) 当事者が、根拠のない訴えを行い、訴権を濫用して訴訟を提起し、裁判所の時間を無駄にしたこと
- 挿入された主な要素は、「一方の当事者から和解のために合理的な申入れがなされたが、不当に拒絶されたこと」であり、このことは、立法府が紛争解決を促進し、事実審理に移るのではなく、当事者らによる話し合いに向けた合理的な取り組みを奨励することを意図していることを確認するものである。

² 同法付則の第 2 条を参照。

³ 2014 8 (SCC) 470

⁴ (2012) 1 SCC 455

- 同法は、商事紛争において、裁判所が費用に関連する事項、当該費用の負担者、当該費用の支払い時期を決定する裁量権を有することを定めている。
- さらに同法は、勝訴者が訴権を濫用して根拠のない訴えを提起したことを敗訴者が知るに至った場合には、敗訴者であっても費用の賠償を認められることができると実例を出して明確に示している。
- 知的財産紛争の侵害者はしばしば虚偽かつ訴権を濫用した反訴、根拠のない申立てやメリットのない控訴などの引き伸ばし作戦や遅延作戦を用いて、適正な手続を遅らせたり、効果的に拒否するので、この規定は、商事紛争の迅速な処理に役立つだろう。名目上の費用を賦課することは、その費用では抑止力となることができない場合が多いので、こうした訴訟関係者の行為を引き起こす要素の一つとなっている。同法は費用の敗訴者負担制度を導入することによって、この状況を是正しようとした。

2. 事件管理

- 民訴法の命令（Order）XV-A⁵は、事実審理が効果的にかつ期間を定めて行われることを確保するために追加された。同命令は、全ての当事者からの自白／否認の宣誓供述書の提出日から4週間以内に最初の事件管理審問（Case Management Hearing）を開催することを裁判所に義務付けている。
- この規定は、Rameshwari Devi 対 Nirmala Devi⁶事件における最高裁判所の提言により挿入されたものである。同事件において、最高裁判所は、訴訟が提起された時点で事実審裁判所はあらゆる提出及び訴答手続のタイムフレームを完成させ、当事者は全てこのタイムフレームに従わなければならないとの意見を述べている。最高裁判所の意見は、事件管理が法制度の主要かつ不可分の一部となっている米国やオーストラリアなど他の諸国のベストプラクティスに従っている。

⁵ 同法付則命令 XV-A を参照。

⁶ (2011) 8 SCC 249, at Para 52

- 同法は、裁判所は訴訟のあらゆる争点について最初の事件管理審問の日から 6 週間以内に完了させることを確実にしなければならないことを定めている。同法は、審問日を設定し、期限を設定し、審理される争点及び召喚される証人を決定する権限を裁判所に与えている。
- 同法は、裁判所の命令が遵守されない場合には、次の命令を出す権限を裁判所に与えている。
 - (i) 費用の賠償により不遵守を許すこと
 - (ii) 宣誓供述書の提出、反対尋問の実施、上申書の提出等に対する不遵守の当事者の権利を喪失させること
 - (iii) 不遵守が故意に反復して行われる場合、及び、費用の賦課が遵守を確保するために効果的かつ十分な救済とはなりえない場合に、訴訟の申立てを却下するか、又は、訴訟を認めること

3. 略式判決

- 同法は民訴法にも命令 XIII-A⁷を挿入した。この命令は、事件の枠組みが示されるまでに一方の当事者から裁判所に申し立てられ、裁判所が相手方当事者が勝訴する現実的な見込みを検討する場合には、即決することを認めている。
- 紛争は、実質のないままに延長され、引き伸ばされることが多い。これは、民訴法に従って遵守されなければならない手続上の形式があり、そのために手続全体が長期にわたるためである。この規定は、訴訟の無益な引き伸ばしに対する救済として制定されている。もっとも、この規定は、訴訟関係者双方に対して、略式判決を言い渡すべき理由又は言い渡さないべき理由について文書証拠を含め、それぞれ個人的な説明を提出することを求め、自然的正義のあらゆる側面を確保することによって均衡が取れるようにもしている。
- さらに同法は、暫定措置と同様の条件付命令を出す権限を裁判所に与えている。当事者の勝訴の見込みに応じて、裁判所は、当該訴訟関係者に対して、一定の金額の供託を含むがこれに限定されない条件付命令を出すことができる。

⁷ 同法付則の命令 XII A 条を参照。

- 民訴法の改正規定は、裁判所が訴答書面に基づいてのみ判決に至ることができる場合には、当事者らに略式判決を言い渡すことも認めている。

4. 証拠文書の開示 (Disclosure and Discovery of Documents.)

文書の閲読、自白及び否認、開示、証拠開示についての手続に関する第 XI 条⁸は、手続の明確性及び客観性を一層高めるために改正された。これにより、正当に考えずに単になされる否認、新たな文書の提出、手続全体を通じた訴答の訂正で、最初に明らかにされていなかったものを原因とした遅延が阻止される。

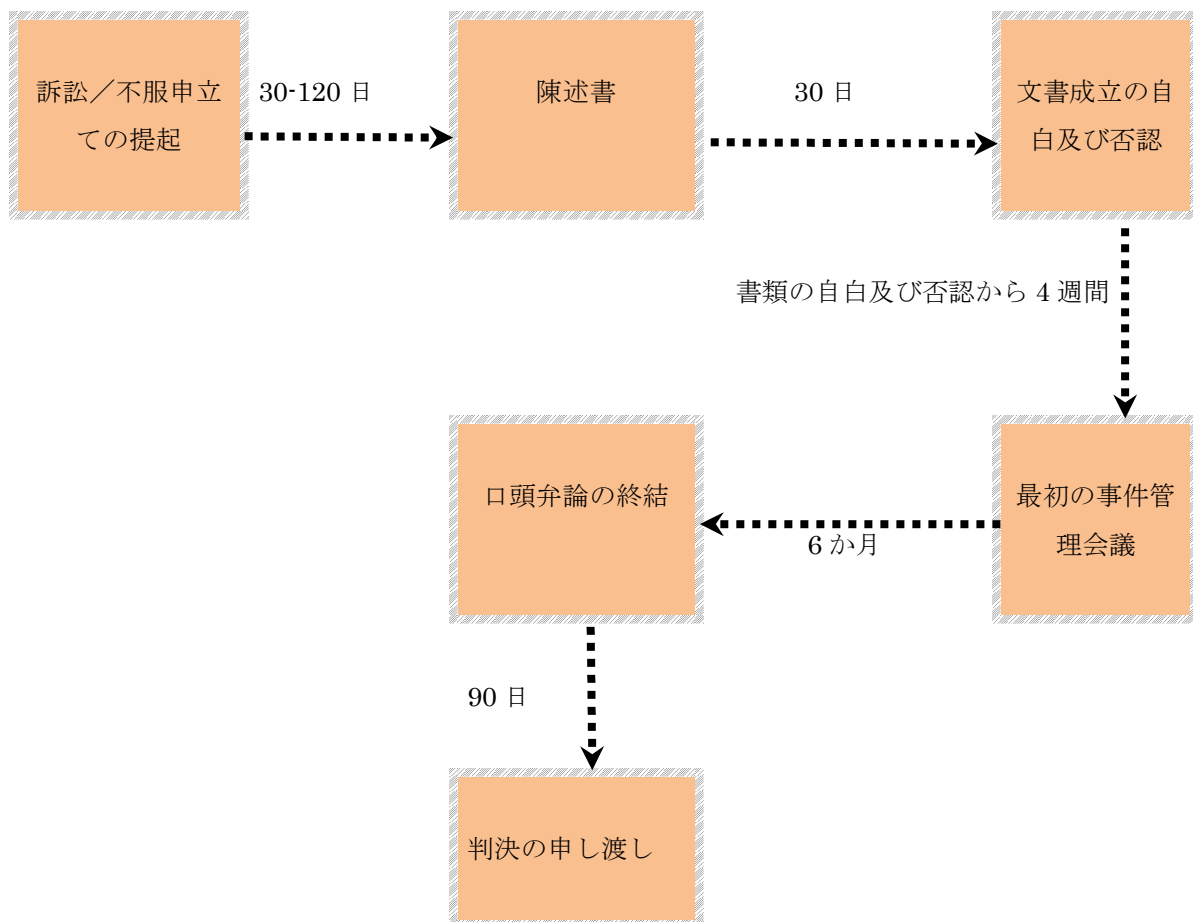
- 同法は、追加文書の提示を求める原告は、訴訟提起日から 30 日以内にこれを申請しなければならないことを定めている。
- 質問書の送達許可を求める申請は全て、当該申請の提出日から 7 日以内に決定されなければならない。
- 質問書は、10 日以内に提出される宣誓供述書により回答される。
- 全ての当事者は、陳述書の提出日から 30 日以内に開示された全ての文書の閲読を完了しなければならない。
- 当事者の求める文書の閲読命令は、当該命令の申請の提出日から 30 日以内に処分されなければならない。
- 文書の閲読は、閲読を許可する命令が出された日から 5 日以内に完了しなければならない。
- 当事者には、十分な理由がない限りは、証人の宣誓供述書による追加的な証拠を提出することは認められない。
- 当事者らは、開示された全ての書類について、閲読の完了から 15 日以内に自白／否認の陳述書を提出しなければならない。かかる陳述書の提出に適すると考えられる他の期間の設定は、裁判所の裁量権に委ねられている。
- 文書の提出通知の送達を受けた者には、関連文書の提出期間として 15 日までの期間が与えられることがある。

5. 所定の期限：

同法は、民訴法の規定を改正する一方で、紛争の迅速な解決を保証するために、次の方法により、厳格な期限も導入している。

⁸ 同法付則命令 XI を参照。

- 改正民訴法第 V 条規則 1 は、陳述書の最大提出期間を 120 日に設定し、この期間の経過後は、陳述書を提出する被告の権利は剥奪されることを規定している。
- 商事控訴部への控訴は全て、本件判決の日から 60 日以内になされなければならない。また控訴部は、控訴がなされた日から 6 か月以内に当該控訴の処分をするよう尽力しなければならない。
- 出廷する代理人が欠席のための休廷は認められない。
- 当事者らによる個別の見出しを付けた意見書の提出は、口頭弁論の開始日から 4 週間以内に行われなければならない。提出後、裁判所は、口頭弁論の終結から 1 週間以内に修正された意見書を提出することを許容することができる。
- 裁判所は、口頭弁論の終結から 90 日以内に判決を申し渡さなければならない。



したがって、同法は、重大かつ強力な法律であり、安定した生産的な紛争解決機構を策定することによって、インドをより理想的かつ好ましい海外投資先にしている。同法は、1908年民事訴訟法の改正によって、商業上の訴訟に新しい慣行及び規範を確立し、これにより全体の手続を効果的かつ効率的なものにしている。

6. 控訴／修正の権利の制限：

同法第13条は、商事裁判所／商事部の決定に対する控訴は、決定日から**60日以内**に関連高等裁判所の商事控訴部にのみ提起することができ、当該商事控訴部は当該控訴について**6か月以内**に処分するよう尽力しなければならない。

裁判所の間／暫定命令のいくつかに対しては、現在、控訴又は修正の申立てが行われており、これが主たる紛争の判決に遅れを生じさせている。同法は、違反を行った当事者が、遅延作戦としてかかる控訴／修正規定を利用する能力を低減している。現在では、特に、次のように定められている。

- a) 控訴は、商事裁判所／商事部の特定の命令⁹に対してのみ提起され、高等裁判所の特許状を含む、いかなる法律に基づくその他の控訴も、商事裁判所／商事部の命令に優先されることはできない¹⁰。
- b) 民事修正の申請／申立ては、商事裁判所のいかなる中間命令に対しても提起されることはなく、当該命令に対する不服申立ては、最終判決に対する控訴によってのみ提起することができる¹¹。

⁹ 1908年民事訴訟法命令 XLIII に基づき特定されている控訴可能な命令

¹⁰ 同法第13条を参照。

¹¹ 同法第8条を参照。

VI. 要約

商事裁判所の創設は、インドが企業に優しいことを誠実に示している。もっとも、詳細については、今後突き詰めていき、法律を機能させ、様々な規定を実施するためにインフラを改善していかなければならない。何よりも、新法の実施により、知財訴訟の大半を審理し、第一審管轄権を行使し、又は、第一審裁判所となる4ヵ所の高等裁判所（すなわち、デリー、ムンバイ、コルカタ、チェンナイ）には、商事事件の審理を行う裁判官団を指定し、商事部及び商事控訴部として設置されることが求められる。短中期的には、商事裁判所又は商事控訴部の事件に判決を下すために新たに判事が任命されることはなくなる。商事紛争の経験を有する現行の判事が、新設された特別裁判所に関連する事件の審理を行うことが指定されている。よって全般的に見て、物理的な[インフラ]、IT、人的資源が強化されるまでは、新法が、実質的な結果を出すことはないと考えられる。

インドの各州は投資を呼び込むために相互に競い合い、事業を行いやすくすることに各州が尽力していることを示している。各州が新たに設置される商事裁判所のインフラを拡充させるものと予想される。全般的に見て、この法律は、経済活動を奨励し、現行の投資環境を改善することに向けた前向きな第一歩である。

VII. 日本企業への提言

日本企業は、新法を上手く利用するためには、追加訴訟費用を支払うか、又は訴額を同法で指定されている金額に評価することにより、知財紛争を商事裁判所に提起することを考慮すべきである。同法の規定によれば、日本企業は、裁判所に対して、次の事項を要求することができる。

- 1) 厳格な期限を遵守すること
- 2) 事実審理／証拠の記録のタイムフレームを定めること
- 3) 略式判決を請求すること
- 4) 将来の抑止力とするために、相手方当事者による費用の負担を求めること

全体的に見て、今回の変更は、タイムフレームや費用という点で日本の企業に確実性をもたらすことになる。

[経済産業省委託事業]
インド商事裁判制度に関する報告書

2016年8月 発行

[作成協力]
Ranjan Narula Associates

[発行・編集]
日本貿易振興機構（JETRO）
ニューデリー事務所
知的財産部

本報告書は、日本貿易振興機構が2016年3月時点で入手している情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合があります。また、掲載した情報・コメントは著者及び当機構の判断によるものですが、一般的な情報・解釈がこの通りであることを保証するものではないことをあらかじめお断りします。